

調査員証（参考様式）

【表面】（調査名を表題に含めた場合）

第 号		 政府統計
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p>縦 4.0cm 横 3.0cm</p> </div>	令和8年経済センサス - 活動調査	
	氏名 ○ ○ ○ ○	
この者は、令和8年経済センサス - 活動調査の調査員であることを証明する。		
任命期間	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日		
○ ○ ○ 知 事		印

（調査名を表題に含めない場合）

第 号		 政府統計
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p>縦 4.0cm 横 3.0cm</p> </div>	統計調査員証	
	(調査名) 令和8年経済センサス - 活動調査	
(氏名) ○ ○ ○ ○		
この者は、上記の統計調査に従事する統計調査員であることを証明する。		
任命期間	年 月 日から	年 月 日まで
年 月 日		
○ ○ ○ 知 事		印

【裏面】

注 意 事 項

- 1 この調査の事務を行うときは、この証票を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証票を紛失したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに発行者に届け出なければならない。
- 4 この証票は、任命期間が満了したときその他統計調査員の身分を失ったときは、直ちに発行者に返納しなければならない。

統 計 法(抄)

第13条 行政機関の長は、……基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

第41条 (前略) 業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。(中略)

二 第41条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者(後略)

(この調査は、総務省及び経済産業省が、都道府県、市区町村を通じて実施するものです。)